

インフルエンザ回復届（保護者記載）

宜野湾市立大山小学校

インフルエンザ、あるいはインフルエンザにかかっているおそれがあるといわれた場合、本人の健康回復と学校全体の感染拡大防止のため「出席停止」となります。

【出席停止期間】

発症後5日を経過かつ、熱が下がって2日を経過するまで

(学校保健安全法施行規則第19条第2項より)

登校する際は、上記の出席停止期間を守り、検温記録をご記入の上、回復届として提出してください。(医師の登校許可を得るために、再度病院を受診する必要はありません。)

年 組 氏名

診 断 名 インフルエンザ（A・B）型

受診した医療機関名

発症日

解熱（熱が下がった）日

月 日

月 日

出席停止期間中の検温結果 ※太枠の期間は最短出席停止期間になります。

この期間は、必ず休み

熱が下がらない場合は
延長となります。

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月/日 (曜)	/ ()							
朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夕	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

上記のとおり、出席停止期間を満たし、体調が回復したので登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名

【インフルエンザによる出席停止期間早見表】

☺「発症」とは、インフルエンザ様症状（38度以上の発熱等）が始まった日です。

⇒病院受診時に、医師に発症日を相談・確認してください。

	発症当日 (/)	1日目 (/)	2日目 (/)	3日目 (/)	4日目 (/)	5日目 (/)	6日目 (/)	7日目 (/)	8日目 (/)
発症後 1日目に 解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校可能 	解熱後2日経過しても、 発症後5日たたないと 登校できません。	
発症後 2日目に 解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校可能 		
発症後 3日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 		
発症後 4日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 	
発症後 5日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 

↔：出席停止期間 ※これ以後は、解熱日によって出席停止期間が延長されます。

※処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されます。
医師の指示、または、既定の出席停止期間はお休みするようお願いいたします。